

広島県告示第五百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県東広島市黒瀬町乃美尾、同市黒瀬町南方、同市黒瀬学園台及び同市黒瀬町宗近柳国地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
岡郷（二二四九）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宗近（二二五二—二二五二—一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小畝（六三三—三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小畝（六三三—三—一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
保光（八六四四—一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
保光（八六四四—二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
保光（八六四四—三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
保光（八六四四—四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
岡郷（八六四六—一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宗近柳国（ 七一〇九）	土石流	次の図のとおり	宗近柳国（ 七一〇九）	土石流	次の図のとおり
乃美尾（七 一一八）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
乃美尾（七 一一八隣 a）	土石流	次の図のとおり			
乃美尾（七 一一八隣 b）	土石流	次の図のとおり	乃美尾（七 一一八隣 a）	土石流	次の図のとおり
			乃美尾（七 一一八隣 b）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。